11. 備考欄

11. 備考欄

次の項	頁目を確認する。
	製造販売業の許可の種類、許可番号、許可年月日を記載する。
	(留意点) 許可申請中の場合は、申請中を示す記号、システム受付番号、申請年月
	日を記載する。
	(留意点) 許可番号に誤りがあるとシステムエラーとなり施行出来ない。
	「要指導・一般用」と記載がある。
	(留意点) 一般用医薬品であって、配置向けとしても供給をしようとして製造 (輸
	入) する場合には、平成7年6月までは備考欄に「一般用(配置)」と
	記載することとされていたが、現在ではこの場合でも「一般用」と記載
	することとされている。(平成10年8月31日付け医薬審第755号)
	コンビネーション製品に該当する場合は「1」を記録し、該当しない場合は「2」
	を記録すること。
	該当する承認基準の記載がある。
Щ	申請区分が「一般用医薬品(8)(その他)」である。
	新添加物含有の場合、「新添加物含有」と記載する。(指針2018 P.627)
	代替新規申請の場合、「旧承認番号」「販売名」「承認整理時期」が記載されてい
	る。また、承認書の写し、承認整理届の写し(承認と同時の場合は日付は空欄)が
	添付されている。
	局方に収載されている場合は【規格書】のタグをたて、「日局」と記載し(フレキングング・スクグラ台 西海) (株式機) 「日本英早本〇〇でよる・トラサース (株式機) 「日本英早本〇〇でよる・トラサース (株式機) 「日本英早本〇〇でよる・トラサース (株式機) 「日本英早本〇〇でよる・トラサース (株式機) 「日本英早本〇〇でよる・トラサース (株式機) 「日本英早本〇〇でよる・トラナース (株式機) 「日本英早本〇〇でよる・トラナース (株式機) 「日本英早本〇〇でよる・トラナース (株式機) 「日本英早本〇〇でよる・トラナース (株式機) 「日本英早本〇〇でよる・トラナース (株式機) 「日本英早本〇〇でよる・トラース (株式機) 「日本英早本〇〇でよる・トラース (株式機) 「日本英早本〇〇でよる・トラース (株式機) 「日本英早本〇〇でよる・トラース (株式) 「日本英早本〇〇でよる) 「日本英早本〇〇でよる (株式) 「日本英早本〇〇でよる (株式) 「日本英早本〇〇でよる) 「日本英子本) 「日本本学本) 「日本英子本) 「日本英子本) 「日本本学本) 「日本英子本) 「日本本学本) 「日本学本) 「日本本学本 「日本本学本) 「日本本学本) 「日本本学本 「日本本学本) 「日本本学本 「日本本学本
	シブルディスク等記録要領)、備考欄に「日本薬局方〇〇である」と記載する(指
	針2018 P.627)。 申請時点で安定性試験継続中の場合は、「安定性試験継続中」のコードを記録して、
	その他の備考欄に「試験終了予定年月日 平成〇年〇月〇日」の記載すること。な
	お、安定性試験結果は提出すること。(医薬品承認申請ガイドブック2017-18 P.16
	3)
	添付資料の有無の記載がある。
	(留意点)添付資料の有無は申請区分表(平成26年11月21日付け薬食発1121第2号)
	で示されているイ~チの資料を添付する場合のみ(有)とすること。親
	の承認書の写し、過去の一部変更承認申請書の写しなどは添付資料に該
	当しない。
	一物多名称及びいわゆる小分けの場合、その旨の記載がある。また、親の承認書及
	び軽微変更届の写し(及び、いわゆる小分けの場合は各種承認取得時に審査を受けた
	添付資料の写し) が添付されている。 (平成26年7月10日付け薬食審査発0710第4号)
	(留意点) その他の備考欄に親品目の販売名、承認番号、承認年月日を記載する。
	(留意点) 親品目に未審査の軽微変更届が出ている場合は、その内容についても審
	査が必要である。
	(留意点) 大阪府が承認した承認書及び大阪府に直接提出した軽微変更届等であれ
	ば省略は可能。
	一物多名称申請において実測値資料、安定性データ等の添付を省略する場合は、そ
	の他備考欄に、「本品は、〇年〇月〇日承認(承認番号〇〇〇〇)(申請中)の販売
	名○○○と同一であるため添付資料は省略する。」等の記載がある。また、もととな

11. 備考欄

